

○神本美恵子君 民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。

今のやり取りを聞かせていただきました。この委員会では、初めて私、質問させていただきました。

事故、大震災から四年が過ぎて、いわゆる集中復興期間のこの四年、これからあと二年ありますけれども、夢中で走ってきたと先ほど大臣は答弁でおっしゃっておりますけれども、そしてまた被災者一人一人が自立するためにしっかりとやっていきたいという、その言葉は私もそのまま受けて、復興庁が五月十二日に出された集中復興期間の総括及び平成二十八年度以降の復旧・復興事業のあり方という文書を読ませていただいたんですけれども、これを読んで、本当に、復興庁あるいは復興大臣、竹下大臣も含めて、どこを向いて、何を大切にこの四年間取り組んでこられた、これから取り組んでいこうとされているのかというのが、残念ながら私には、それが今、お言葉では被災者一人一人というお言葉があったんですけども、そういうふうにも読み取れなかったもので、改めてお伺いします。

今、最後の答弁で、アイデアのあるところには予算も人も付けるけれども、そういう意欲がないところはどういうことをやっぱり聞くと、これは聞き捨てならないという思いもしまして、

改めてお伺いしたいんですけれども、大臣御自身あるいは復興庁の皆さんは、どこを向いて、何を最も大切に取組んでこられたのかということをお伺いしたいと思います。

○国務大臣（竹下亘君） 信じてください。我々、うそを言っているわけでも心の中を偽っているわけでもないんです。お一人お一人の皆さん方に、それぞれの皆さんの人生ですから、それがしっかりと自立していただくということが復興の目的の大きな一つである。地域としての復興と、お一人お一人の皆さん方に寄り添う形の復興と、共にやらなければならないというのが、私は、復興庁の役割であり、今私が背負わせていただいております。役割であると、こう任じております。

それで、そういう中で、この集中復興期間、何を重点的にやってきたか、何をやってきたか。一つは、間違いなく住宅最優先。ともかく、住まいを確保してもらうという一日も早く到着しようというところで走ってきたことは、これは紛れもない事実でございます。幸いにしてようやく高台への土地の造成等々、あちこちでめどが付きました、家が一万戸今建った、あるいはこれからもう一万戸今年中に建つといったような状況が今ようやくよく見えてきておる状況になっております。家をしっかり確保することということをまずは第一に考えて、仮設という不利な、あるいは避難生活

という厳しい状況から脱していただくことをまず第一に考えてきたというのは、これは紛れもない事実であります。

しかし、もう一方で、それに伴う様々なことをやらなければ家だけ造っても帰ってもらえないということも、当初から予想はありましたけれども、まず家だということまで走ってきたことは事実でございます。まして、今、これからのステージというのは、まさに生活あるいはなりわいが成り立つような地域を取り戻すということが一つであります。

そして、お一人お一人にとっては、帰りたいと思っていられる方には必ず温かい家庭と温かいふるさとを取り戻してもらう、このことを目標にしよう。また、もう帰らないと、別のところで新しい生活をしよう、こう決めていらっしゃる方には新しい人生がスタートをできる御支援をしていこうというふうにご考えておるところであります。

○神本美恵子君 今日、特に、大震災の津波震災被災の方ではなくて、福島の子力災害からの復興再生支援について質問したいと思います。

質問に当たって、日本学術会議が東日本大震災の被害構造と日本社会の再建の道を探る分科会というところで、昨年九月二十五日付けで東日本大震災からの復興政策の改善についての提言というものを提出しております。

その中で指摘されているのが、現在政府が進めている復興政策の現状は停滞と混乱が見られるというような厳しい評価がされております。大臣、御覧になったことはありますか。

この中で、津波被災地については巨大防潮堤の建設を前提にされている、それから、原発震災被災地では早期帰還が政策目標にされ、除染が優先的に取り組まれていると。要するに、防潮堤建設と原発の方では早期帰還が政策目標にされて、全てがそっちの方向に向いていると。

ですから、いずれも住民生活の視点あるいは被災者個人個人が抱える様々な問題点、簡単には帰れないというような事情が置き去りにされたまま、その政策に乗るか、帰還という政策に乗るかあるいは乗らないかというような二者択一を住民に迫るものになっているというふうな指摘がございます。

私も、知り合いの福島在住の何人かの人に時々連絡、やり取りするんですけども、まさに、乗った人、乗らない人というところで住民同士の中に分断が持ち込まれているというふうな、あるいは分断だけではなくて、相手を批難したりというふうな本当にっらい状況になっているという話もよく聞いております。

この指摘は、やはり早期帰還政策、進めれば進めるほど、被曝や孤立を覚悟で帰還するのか、あ

るいは十分な賠償や補償を得られないまま自力による移住を決意するかということ、私はこれは重要な指摘ではないかというふうに読ませていただきました。

そこで、復興庁のこの、こちらですけれども、総括及び今後の在り方についてという文書では、先ほどもちよつとありましたが、総理の指示として、これからの復興・創生期間は、新たなステージにおいて、地方創生のモデルとなるような復興を目指すというふうに書いてあります。

果たしてこれを、抽象的な書き方ですので具体的に何をやるかということはこの中ではなかなか読み取れなかったんですけども、原発震災被災地福島は、この新たなステージ、地方創生のモデルというようなことをどのような気持ちで受け止めるのかなということ、読みました。この文書の中では、「はじめに」のところに、「原子力災害被災地域でも復旧が進み、帰還に向けた動きが見えてくるなど、いずれも新たなステージへと移りつつある。」と。相変わらず、「新たなステージ」というのは、帰還するということが、できるだけ早く帰還するということが目指されているのだなというふうに思います。

この日本学術会議が提起している、戻るか戻らないかという第一、第二のそれではなくて、第三の道を探れないかというようにことが指摘されて

いるんですが、これはちよつと通告していなかったんですけども、大臣、どのようにこの学術会議の提言、お受け止めになりますか。

○国務大臣（竹下亘君） 学術会議の指摘の中で様々な御指摘をいただいていることは、これは我々まず真摯に受け止めて、違っているとかなんかということじゃなくて、まず受け止めて対応しなければならぬと思っております。

ただ、帰還するか帰還しないか迫ったと、事実があつたら教えていただきたい。我々、今、帰還してほしい人は帰ってくださいということはおっしゃっております。帰還しないという人に帰還しろと言うつもりはありません。迷っていらつしやる方、これが二割も三割もいらつしやいますので、この人たちの気持ちをどうそんたくするか、受け止めるかというのは、これはまだまだ悩んでいるさなかであります。早く帰還しなさいと強制をするつもりはありませんし、その部分は、学術会議の皆さんはどこをどう読んだらそういう書き方になるのかなと、我々は強制なんかしませんから、そこはしっかりと受け止めていただきたい、こう思います。

○神本美恵子君 結果的に二者択一を迫ることになっているという表現の仕方でありました。

それで、具体的にちよつとお聞きしたいんですが、何が結果的にそういう方向に導いているかと

いうことにもつながるかと思いますが、この文書では、福島県から県内外への避難者は十二万人に上っており、戻る方、待つ方、新しい生活を始める方など避難者の状況は様々であるというふうに書かれております。

そこで、復興庁の方にお聞きしたいんですが、この十二万人県内外の避難者のうち、戻る方、待つ方、新しい生活を始める方の内訳を示していたきたいと思います。

○政府参考人（熊谷敬君） お答え申し上げます。平成二十六年年度の住民意向調査では、現在避難指示を出しております市町村のうち七つの市町村で避難指示解除後の帰還意向について調査を実施いたしております。

これによりますと、戻りたいと考えていると回答のあった世帯が、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町でおおむね一割から二割、川俣町、楢葉町、飯館村でおおむね三割から五割というふうになっております。また、判断が付かないと回答のあった世帯は、調査の七町村いずれもおおむね二割から三割でございます。そして、戻らないと回答のあった世帯は、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町でおおむね五割、川俣町、楢葉町、飯館村でおおむね二割から三割という状況になっております。

また、県外自主避難者に対しては、県外自主避難者等への情報支援事業におきまして相談窓

口を設けましたり交流会を開催するなどいたしまして避難者の意向の把握に努めているところでございます。

○神本美恵子君 私、人数を聞いたんですが、今のは世帯、意向調査というのは世帯調査ですよ。十二万人のうち、戻る方、待つ方、新しい生活を始める方というのはどういう内訳になっているんでしょう、人数で。

○政府参考人（熊谷敬君） 十二万人というのは県の調査でございます、実際の私も人数ベースでそういったものを把握しておりませんけれども、全体の母数といたしましては、今回調査したのは三万五千世帯で調査をいたしまして一万九千世帯から回答のあった結果を先ほどお答え申し上げます。

○神本美恵子君 何かそういうところもこの文書は非常に曖昧だなと思うんですね。意向調査をせっかくなのであれば、どのくらいの方が実際に戻っていらっしやる、あるいは、これから戻りたいけれども判断が付かないのが、世帯もそれぞれ人数があるわけですから、何人ぐらいいらっしやるのか、あるいは、もう既に新しい生活を始めて、もう戻るとは諦めているという方がどのくらいいらっしやるのかという方も含めて、それぞれの状況を把握した上でないと、その人たちのそれぞれの意向に合った復興、あるいは自立に

向けた再生、そういったこと、どういう支援をしたらいいかというのはつかめないのではないかと、いうふうに思うんですが。

避難者がそれぞれ意思決定するために必要な情報は何なのか、また、意思決定するときの要因になるものは何なのかというようなことを復興庁として分析されたことがあるのか、その分析をした上での帰還促進という政策遂行なのかというのを、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（竹下亘君） 意向調査しています。何回もしています。帰りたいのか、あるいは新しい生活を始めるかというのを、これは復興庁がしているのではなくて、それぞれどこに避難していらっしやるかというのを一番確実に、全てが確実じゃないんですが、一番確実に近い形で把握をしていらっしやる市町村がそれぞれ自分の市町村の状況を調べておる、それを集積したのが先ほど熊谷統括官がお話をさせていただいた世帯の数字であります。

我々も物すごく悩んでいますし、市町村も悩んでいますのは、半分の方が答えていただけなんです。あるいは連絡が付かない、あるいは調査票が返ってくるといったような状況で、できるだけ市町村も正確な被災者の意向をつかみたいと努力をいたしておりますが、現実には、今そこは詳しいところ、細かいところまで正確に把握できてい

るかとなりますと、アンケートに答えていただく方が半分だということから御推察をいただきたいと思うわけでありませう。

ただ、その半分の答えをいただいた方々からいただいた答えによりませうと、避難者が帰還を判断するために必要な情報、必要な条件として、まず三つの状況、これ、どこの市町村もほとんど一緒です、原発のエリアではありませんが。一つは、社会基盤の復旧の時期のめどが見えない。それから、放射線量の低下のめど、除染の成果の状況というのがよく見えない、これが二つ目。三つ目が、原子力発電所の安全性に関する情報がよく見えない。この三つが大体の市町村の調査で上位三位を占める、判断を迷っておる皆さん方、困っている皆さん方の意向であるというふうでございまして、ただ一方で、新たな動きが出ていますのは、大熊町が大川原地区に一点集中型の帰還拠点をつくらうということを発表をした直後であります、大熊町では、迷っているあるいは帰還しないという方の数が減って、帰還するという人の数がぼつと増えたんです。ですから、町がしっかりした方向を示すということも皆さん方の心を決めていただく一つの大きな要素になるのかなと、こう思っております。

それから、我々は、ずうっと帰っていたかかないというのではなくて、帰りたい人に帰っていた

だきたい、帰りたい人には帰っていただきたいということをお大前提に復興を成し遂げようと思っておりますので、迫るといふ意味ではありませんが、ずうっと帰らなくていいよということをお前提に復興をやっているわけではありません。

○神本美恵子君 戻った方、あるいは戻りたい方、戻れることを待っている方、新しい生活を始めた方というふうな分け方になっておりますけれども、私は、みんな帰りたいんだと思います、生まれ育ったところへ、誰もが。しかし、帰れない。

その帰れない要因は何なのかというのと、今大臣お示しになったように、放射線の影響がどうなっているのか、それから、原発はまだ収束していない、その安全性はどうなのか、それから、もう人口がどんどん流出してしまつて社会基盤が崩れてしまつている、そこを何とかしてほしいというふうな、そういう条件さえ整えば、みんな帰りたいんだと思うんです。でも、この条件が、これから、じゃ何年後に第一原発が収束するのか、本当に、本当に安全になるのか、放射線の低線量被曝の影響が本当にないと言えるのかというふうな、今すぐには、あるいは向こう十年、二十年では結論が出ないようなことがあるので、戻りたいけど戻れない、戻れないけど戻らないと行くところがない、そういう様々なところで本当に困難を抱えたまま生活している方が私はほとんどだというふうには、

私の知り合いから聞いてもそういうふうには伺っていません。

ですから、そういう意味で、もう一つ、やはり学術会議が九月、さっきのは二十五日、その後九月三十日にもこの福島原発事故による長期避難者の暮らしと住まいの再建に関する提言というのを出してあります。これも私、読ませていただきましたが、本当にそういうところに寄り添った提言が具体的にされているんですね。

今日、もう時間がありませんので、私一つ一つどうですかどうですかとお伺いしたいんですが、する時間がありませんので次の機会にやりたいと思います、是非大臣には、実は、これは質問のレクを受けるときに復興庁に、これに書いてある政策、福島再生のための政策パッケージ、これはどのようなものが考えられているんですか、五月中にまとめる予定と書かれているんですけど、このふうには聞きましたら、それは原災本部ですというふうに言われて、復興庁の方からは答えてもらえなかったんですね。確かに原子力事故に関わるものだから原災本部かもしれないけれども、これ復興全体を復興庁がやるわけですから、この福島の問題についても、私はトータルに、今のやり取りさせていただいた、あるいはこの学術会議が出している提言もしっかりと踏まえてこれから考えていただきたいと思いますので、ちょっと時間来

ていますが、最後に大臣、御答弁お願いします。

○委員長（櫻井充君） あと十分。

○神本美恵子君 済みません、じゃ、お願いします。

○国務大臣（竹下亘君） いいんですか。はい。

学術会議の提言というものも真つ正面から我々は受け止めさせていただきまして、まず受け止めるところからスタートをしなければいけないと、これは先ほど申し上げたとおりであります。その上でいろんなことを今やっております。福島の上二市町村の将来像を検討する委員会というものが立ち上げまして、これも、私も毎回出ておりますが、議論を積み重ねさせていただいております。

それからもう一つは、昨日総理が現地へ、私も一緒に行きましたが、一緒に行った場所での記者会見で、六月中にこの福島の支援について閣議決定するということを総理が昨日の記者会見で話しております。今いろんなことを検討しております。福島県が中心になって具体的な支援策というものを検討いたしております。六月中に閣議決定をするという総理の意向でございますので、我々もそのことを今福島といろいろな相談をしながら、具体的に固まっているわけではありませんが、実効性のある支援策というのを打ち出していきたい、そして悩んでいる人たちの支援に役立てていきたい、こう考えております。

○神本美恵子君 時間を間違えて済みません。

今おっしゃったのは、多分これに書いてある、

早ければ本年五月にも決定するということが六月にということに受け止めていいんでしょうかね。

また後で確認をさせていただきたいと思えます。

この学術会議の中で私が一番、特に福島に関して大切だなと思ったのは、いわゆる自主避難の方たちですね、対象地域になっていない、避難指示区域とか居住困難区域という、そういうところではないところで自主避難されている方々がやはりこの対象からなかなか、損害賠償では一部対象になっていきますけれども、対象になっていないために非常にやっぱり自分のわがままじゃないかというような受け取られ方をして、更に困難を抱えていらつしゃるといいうのも聞きます。この学術会議が出しているのは複線型復興の考え方ということで、個人個人の多様な選択を可能にし、いずれを選択しても基本的な権利、生存権が保障されるような政策を進めるべきだと。これは本当に大切なことだということふうに思います。特に、生存権とは放射線被曝を避ける権利、あるいは健康で文化的な生活、生活再建をする権利、それから個人の自由意志の尊重ということですね。例えば、自主避難であれ対象区域から県外のある市町村に避難した場合、そこでも二重登録、住民登録ができて、そこでの選挙とか納税とか、あらゆるその自治体の

政治に参加ができるというようなことも具体的な一例として挙げてあったんですね。

ほかにも六項目ぐらいそういう具体的な権利保障というものが提言されていますので、是非、六月のその福島の検討されるに当たっては、特にこの昨年九月三十日の提言は生かしていただきたいということをお願いしたいと思います。

具体的に次に、子供の問題についてお伺いしたいと思えます。これは文科省においていただいておりますが、原発周辺の自治体の公立小中学校が置かれている現状について、簡単に結構ですので、概略をお示しいただきたいと思えます。

○政府参考人（小松親次郎君） 今年の五月時点におきまして、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴いまして、公立中学校を休校しているものがござります。六校ほどございまして、小学校が四校、中学校二校というふうに福島県から報告を受けております。それからまた、私どもの調べで、昨年五月時点におきまして、福島県の避難児童生徒、これは人数でござりますが、一万一千九百八十人というふうになっております。

○神本美恵子君 休業中の学校、あるいは仮設校舎を建ててそこで学んでいる子供たちがいるということ、様々な新たなところで学んでいる子供たちの多くが、新たなところで、子供たちは非常にそういう意味では柔軟性もありますので、友人

関係をつくって日々の生活を送っているというふう聞いておりますけれども、特に子供を持つ若い世代が帰還をためらうには、事故が収束しない現状と放射線に対する強い不安があつて帰還しないという選択肢を選んでいる、そういう保護者や子供たちに対しても、当然ながら支援していく必要があると思えますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○国務大臣（竹下亘君） 御指摘がありましたように、学校を地元で再開をされましても、避難先の自治体において学校に通っている子供たちというのはたくさん存在することも事実でございます。こうした子供たちにつきましても、教育上不利になるようなことはやっちゃいかぬという思いであります。例えば被災児童生徒就学支援等事業というような形で、県とも連絡をして行っております。例えば、授業料に関わる問題ですか、スクールバスに関わる問題ですといったようなものでも、必要な支援を行っていらっしゃるところでございます。

さらに、それに加えまして、被災した幼児児童生徒、教職員等に対する心のケア等のために、スクールカウンセラーを今、福島県では、現実に三百九十八人派遣をいたしました。対応いたしております。

○神本美恵子君 今ちょっと触れていただきましたし

たが、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金、これが基金方式から継続して交付金として継続されるというふう聞いておりますので、それは大変いいことだというふうに思います。これは単年度になりますので、次年度以降もずっと継続されるのかどうか、お伺いしたいと思います。

それともう一つ、時間がないので。それと、対象者や補助率に変更があるのかどうか。二点、お願いします。

○政府参考人（小松親次郎君） お答え申し上げます。

まず、最初の御質問でございますが、この事業でございますけれども、今後の五年間の復興支援の在り方を示した集中復興期間の総括及び平成二十八年度以降の復旧・復興事業のあり方、これは五月十二日に復興庁から公表されておりますが、この中で、復興の基幹的事業として整理されております。こうしたことも踏まえながら、引き続き平成二十八年度の概算要求に向けて検討してまいりたいと思っております。

それから、もう一つのお尋ねでございますが、交付の対象者、補助率でございます。

これにつきましては、従来の補助率などを維持しながら対象者については所要の充実を図るなどして、単年度の交付金事業となっておりますけれども、所要額八十億円を平成二十七年予算に計

上したというところでございます。

○神本美恵子君 今の答弁にありましたように、単年度ですので毎年度の概算要求でやっていかなければいけないと。しかし、これは本当に長期にわたる場合もありますので、是非、引き続き継続して、基金ではなくて毎年の交付金にするにしても、ちゃんと授業料減免や就学援助やスクールバスや様々な支援が十全にできるように、本当は今日、子ども・被災者支援法についてお伺いしたかったんですけども、そこでも子供への配慮ということはしっかりとわけておりますので、是非やっていただくことをお願いをしまして、質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。